

事務連絡
令和2年3月5日

各市町村社会福祉協議会事務局長 様

千葉県社会福祉協議会事務局長

新型コロナウイルス感染症に伴う交通遺児勉学奨励金・激励金の交付について

交通遺児の援護激励については、日頃から御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記奨励金・激励金については令和2年2月19日付千社総発第969号で交付について依頼したところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、交付について下記のとおり取り扱うことで差し支えないことといたしますのでお知らせいたします。

なお、生活福祉資金貸付制度にかかる民生委員活動と同様に、本会として一律に当該遺児世帯への訪問の自粛要請を行うものでなく、地域の実情により御判断いただくことといたしますので念のため申し添えます。

また、すでに交付が完了している場合には御連絡が遅くなりましたこととお詫び申し上げます。

記

○奨励金・激励金の交付方法について

(1) 民生委員の訪問による交付

<留意点>

- ①この場合、交付時期を当面見合わせ、4月以降に遅らせることでも差し支えありません。受領書の提出も遅れても構いません。
- ②交付時期が遅れる場合、その旨当該世帯への連絡は貴社協にてお願いいたします。
- ③民生委員ではなく、貴社協職員の訪問による交付でも可とします。職員が訪問する場合、受領書の民生委員の署名押印は不要ですが、誰が訪問したのか受領書にメモしておいてください。

(2) 当該遺児世帯が指定する口座への振込み

<留意点>

- ①振込み対応の場合、当該遺児世帯の親権者または後見人、もしくは遺児本人の口座名義の口座へ振り込むようお願いいたします。口座名義・番号の確認については貴社協にて通帳（写し等）で確認する等、適宜御対応をお願いいたします。
- ②大変恐縮ですが、振込手数料は貴社協で御負担願います。
- ③振込み対応の場合でも「受領書」については後日提出をお願いいたします。この際、親権者・後見人の欄の記入は必要ですが、民生委員の署名押印は不要です。
- ④御祝状、受領書については郵送によるやり取りで構いません。

【問い合わせ先】

千葉県社会福祉協議会 総務部（担当：会田・何木・鈴木鉄）

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3

TEL:043-245-1101 FAX:043-244-5201